

手配旅行条件

この旅行は（株）ワールドミーティング（以下「当社」といいます）が、お客様の依頼により旅行手配を引き受ける手配旅行契約に基づくものです。手配旅行契約の内容はこの条件書、及び当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

■お申込み条件

① 75才以上の方 ②身体障害者 ③健康を害している方はその旨お申し出下さい。①、③に該当する方は健康診断書の提出をお願いいたします。また、当社の判断で参加をお断りさせていただくか、介護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

■契約の成立

所定の申込書と別掲の申込金の2点が揃旅行い、当社が契約の締結を承諾した時点で正式なお申込みとなります。申込金は旅行代金、又は取消料、違約料のそれぞれ一部として取扱います。

■変更料（お客様による旅行契約の変更）

- お客様から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- お客様から契約内容の変更の申し出があった時は、変更のために運送、宿泊機関等に払う取消料・違約料をご負担頂くほか、下記の変更手続手数料を支払わなければなりません。

変更手続手数料	運送、宿泊機関 及び 観光手配の変更	旅行開始日の前日から起算して	変更料（1回につき）
		21日前から15日前まで	¥ 5,000 +実費*
		14日前から4日前まで	¥ 10,000 +実費*
		3日前から当日まで	¥ 20,000 +実費*

（*実費は変更に伴う差額や取消料が生じた場合に加算されます）

なお、航空券に関しては発券後の変更・取消にはチャージがかかります。一般的にエコノミークラスは¥30,000、ビジネスクラスは¥50,000にそれぞれ発券・リファンドチャージ¥10,800がかかりますのでご注意ください。なお、格安航空券や一部のクラスの航空券は更に高額なチャージか、返金不可という厳しいものもあります。その場合は発券に先立ちご注意ください。

また会議、イベント期でホテルより上記より早い時期に変更料がかかる場合があります、その場合は別途提示する条件によります。

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

お客様はいつでも別掲の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消しのご連絡は当社の営業時間内（土・日曜、祝日を除く9：30～17：30）にのみお受けします。お取消しにあたっては、以下の料金を申し受けます。

- 運送、宿泊機関等旅行サービス提供機関に支払う取消料・違約料等の実費
- 旅行サービス手配の取消に係わる次表の取消手続料

取消料金	運送、宿泊機関 及び 観光手配の取消	旅行開始日の前日から起算して	取消料	
		30日前から3日前まで	旅行代金が30万円以上	¥50,000
			旅行代金が15万円～30万円未満	¥30,000
			旅行代金が10万円～15万円未満	¥20,000
			旅行代金が10万円未満	旅行代金の20%
2日前から前日まで	旅行費用の30%			
当日	旅行費用の50%			
ご旅行開始後	旅行費用の100%			

当社の責に帰すべき事由により企画の手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。

また会議、イベント期でホテルより上記より早い時期に取消料がかかる場合があります、その場合は別途提示する条件によります。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は契約を解除することがあります。代金不払い、病気、団体行動への支障、旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■旅行代金の変更

旅行開始前に運送、宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変動があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

■当社の責任及び免責

- 当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害の発生日から、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。
- 当社は ①天災地変、戦乱、暴動、②運送・宿泊機関等の事故、ストライキ、③官公署の命令、④自由行動中の事故、⑤食中毒、⑥盗難、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。又その変更にともない旅行代金を変更することもあります。

■渡航手続

ご参加にあたっては有効な旅券と各国の出入国記録書等（お客様の国籍により異なる場合があります）が必要です。当社は別途の契約でそれらの取得代行及び手続代行をいたします。代行を希望される場合はお申し出下さい。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は契約を解除することがあります。代金不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

ここに記載のない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

この旅行条件及び旅行代金は2022年2月1日を基準としております。

■海外危険情報について

旅行手配に伴い弊社より渡航先の危険情報等をお知らせ申し上げますが、下記より最新の情報を入手することもできます。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html